

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 3年12月24日

許可の有効年月日 令和 8年11月25日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい

以上 15種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥（パチンコ台の液晶に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

(2) 保管面積

649.80m²

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（パチンコ台の液晶に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

(4) 保管上限

3, 621. 60m3

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成18年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成23年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成28年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

令和 2年 1月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

令和 3年12月24日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

令和 4年12月19日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ ☐ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☐ 無